主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人AことBならびに被告人CことDの弁護人諫山博の各上告趣意は別紙のとおりである。

被告人AことBの上告趣意について。

所論は単なる法令違反または事実誤認の主張で刑訴四○五条に当らない。

弁護人諫山博の上告趣意について。

所論はウイロビー覚書の無効違憲をいうが昭和二四年(れ)第六八五号昭和二八年四月八日当裁判所大法廷判決(集七巻、七七五頁)に徴し採用することができない。

また記録を調べても本件につき刑訴四――条を適用すべきものと認められない。 よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一七日

最高裁判所第三小法廷

保				島	裁判長裁判官
介		又	村	河	裁判官
Ξ		俊	林	/]\	裁判官
郎	太	善善	村	本	裁判官